

概要版

第四次東久留米市民 地域福祉活動計画

安心と心ゆたかなみんなのふくしのまちづくり

令和7(2025)年3月

社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会



計画の体系図

基本理念

安心と心ゆたかなみんなのふくしのまちづくり

活動方針

方針1

支えあいの輪を広げます

身近な地域ごとに市民同士で支えあう活動を広げることで、様々な悩みごとやちょっとした困りごとがいち早く解決するような、みんなの力で心がゆたかになるまちづくりを目指します。

方針2

お互いさまが響き合う地域にします

地域活動に関わる人を増やすこと、福祉関連団体が市民にとって頼りになる身近な存在になることで、支え・支えられる活動が増え、気軽な相談ができるような、互いの力でみんなが幸せになるまちづくりを目指します。

方針3

思いを集めて安心につなげます

一人ひとりの小さな思いが大きな力となり、支えとなつて、困った時も支援が必要な時も自分の気持ち大切にされ、自分らしく暮らしていけるような、誰もが安心できるまちづくりを目指します。

活動目標

- 福祉サービス利用者の立場・権利を尊重する地域づくり（権利の擁護）
- 住民主体による地域福祉づくり（地域福祉の推進）
- 尊厳を持ち自立した日常生活をおくることが出来るまちづくり（ノーマライゼーションの理念）

推進事業

事業細目

方針1	事業1 地域での具体的な取組みの 拡充・課題解決の仕組みづくり	(1) 小地域福祉活動の更なる推進 (2) 地域拠点整備事業 (3) 福祉のコーディネート機能の充実
方針2	事業2 福祉学習、ボランティア 活動の推進	(1) 福祉学習啓発事業の充実・ボランティア 養成 (2) 災害ボランティアセンターに関する活動
	事業3 福祉関連団体等との連携・ 協力の充実	(1) 福祉関連団体連絡会・研修会の開催 (2) 福祉関連団体の活動の支援・参画
方針3	事業4 市民の自主的な 地域福祉活動の支援	(1) 福祉活動に対する助成金の交付 (2) 共同募金事業の実施
	事業5 地域生活支援サービスの 充実	(1) 判断能力が十分でない方の支援事業の 拡充 (2) 本人の尊厳を守る成年後見制度の利用 促進 (3) ふれあいサービスの充実 (4) ファミリー・サポート・センター事業 の充実 (5) 地区センター管理運営事業の実施 (6) 低所得世帯等の貸付事業の実施

相談からはじまる取組み ～市社協の役割～



市社協は、日々、地域の皆さまから寄せられる困りごとの相談や困っている方の役に立ちたい、住みよいまちをつくりたいといった思いを受け止めて、一緒に考えていくことを基本として解決に取り組んでいます。

相談場面の例

1

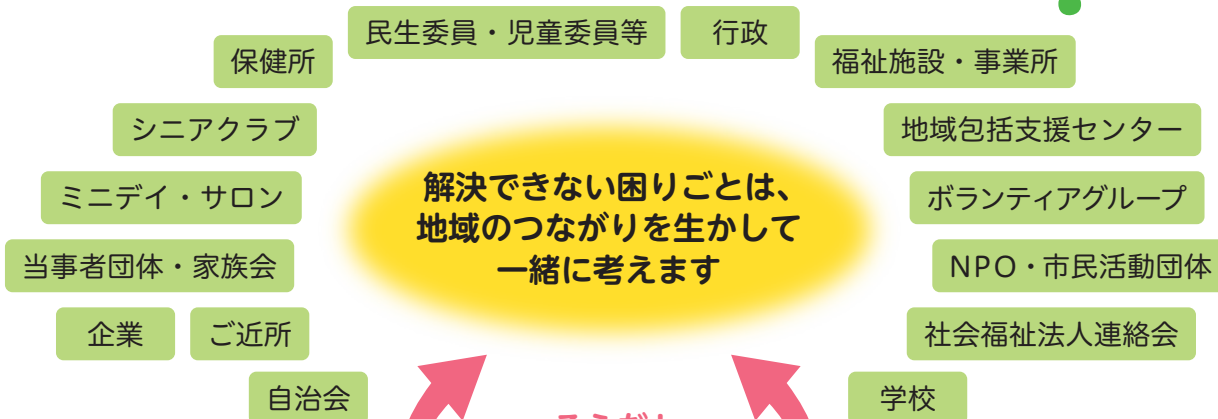
居場所での相談場面イメージ



- 誰もが気軽に立ち寄り集える、えんがわのような居場所での会話から悩みごとを受け止めたりします。
- 困りごとに気づいた人が市社協や民生・児童委員などへつなぎ、大事になる前に解決・解消に向けて一緒に考えることができます。

相談場面の例 2

様々な相談の場面イメージ



そうだ！
社協に相談しよう…

まちなかで
困っている人
の話を聞く

家庭で話をする

地域活動の時に
話してみる

趣味の集まりで
聞いてみる

住民同士で相談しあえる人づくり・地域づくり

- 隣近所同士や地域のなかで情報を教えあったり、経験談を伝えあったり、互いに相談しあったりすることで、不安が軽くなったり、困りごとが解決することにつながります。
- 日頃のそうした身近なつながりを増やしていくことも市社協の役割です。
- そこで解決できない困りごとを把握し、地域のさまざまな資源（機関、団体等）とのつながりを生かして対応していくことも市社協の役割になります。



推進事業

事業1 地域での具体的な取組みの拡充・課題解決の仕組みづくり

(1) 小地域福祉活動の更なる推進	小地域単位での福祉活動の一層の推進と地域ごとの職員配置を継続します。 身近なところに、地域の福祉のために活動している人たちと場所（拠点）があって住民同士が互いに声をかけあい、困りごとを解決できるようにします。
(2) 地域拠点整備事業	地域拠点整備のモデル事業として、市民をはじめ多くの関係機関等を巻き込み推進します。
(3) 福祉のコーディネート機能の充実	あらゆる資源を「つなぐ」役割を果たす地域福祉コーディネーターの増員と活動の充実を図ります。

事業2 福祉学習、ボランティア活動の推進

(1) 福祉学習啓発事業の充実・ボランティア養成	誰もがボランティアの担い手として活躍できる地域づくりを進めます。
(2) 災害ボランティアセンターに関する活動	市民スタッフ登録者数100人を目指します。 平常時からの関係機関・団体のネットワークづくりを一層進めます。



高齢者施設でお祭りのお手伝いチャレンジ

事業3 福祉関連団体等との連携・協力の充実

(1) 福祉関連団体連絡会・研修会の開催	福祉関連団体との連携を図るため、定期的に研修を兼ねた連絡会・情報交換会を開催します。
(2) 福祉関連団体の活動の支援・参画	福祉関連団体が、地域の重要な社会資源として近隣住民に頼られる存在になることを支援します。

事業4 市民の自主的な地域福祉活動の支援

(1) 福祉活動に対する助成金の交付	住民自らが協力し合い、地域で必要とされている福祉活動が展開できるまちづくりを目指します。
(2) 共同募金事業の実施	地域で暮らす誰もがそれぞれ無理なく参加、協力できる募金の方法について検討を進めます。



ボランティア団体が活動の成果を説明
(令和5年度実績報告会)

事業5 地域生活支援サービスの充実

(1) 判断能力が十分でない方の支援事業の拡充	成年後見制度推進事業や福祉サービス事業者等と連携を深め、支援を継続していきます。
(2) 本人の尊厳を守る成年後見制度の利用促進	市民への成年後見制度の周知等に努め、必要な人が誰でも制度利用ができるよう取組みを進めます。
(3) ふれあいサービスの充実	利用者ニーズや関連制度の動向を踏まえ、定期的な利用料の改定を含めた事業の再構築を図ります。
(4) ファミリー・サポート・センター事業の充実	互いの助け合いを意識した説明や広報、仕組みづくりにより、ファミリー会員がサポートする側のことも理解することで地域による支え合いの輪を広げます。
(5) 地区センター管理運営事業の実施	それぞれの地区センターでの特徴を活かし、地域活動の拠点として活用できるように取組みます。
(6) 低所得世帯等の貸付事業の実施	各種事業をより広く活用し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

計画改定の目的

- 「地域共生社会」の実現に向けた法律の制定・改正も踏まえ、誰もが経験する困難な状況や生活課題に対し、本人、隣人、地域をはじめとする多様な主体が協働して早期に対応する予防・抑制的な取組みがますます求められます。
- 多様な背景を有する人々が増えることを踏まえ、互いの価値観を認め合う多文化共生の地域づくりを進めることも必要です。
- 東久留米市民地域福祉活動計画を今後の社会情勢や福祉ニーズの多様化に対応する計画に変えていくため、第三次活動計画が最終年を迎えるこのタイミングで計画を改定します。



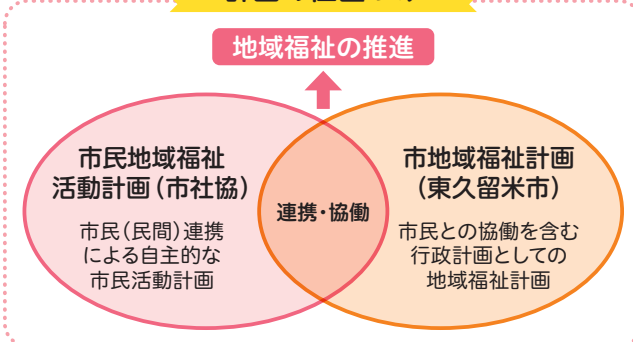
活動計画の性格及び位置づけ

- 本計画は、日常生活の基盤である地域で、市民の誰もがいつまでも安心して暮らせるよう共通の福祉課題の解決にあたり、市民による福祉活動を支援するための活動計画であるとともに、市民の自主的・自発的な活動の指針とします。

計画の性格

- ★市民、社会福祉関連団体及び行政などが関わってつくりあげる計画
- ★地域社会の様々な課題を、市民一人ひとりが克服するための支援活動の基盤づくりを目指す
- ★市民の主体的な参加と働きかけを基本とする
- ★SDGsの理念（誰一人取り残さない）を意識して事業・活動に取り組む

計画の位置づけ



活動計画の期間

- 計画期間は、令和7（2025）年度より前期・後期各々5年ずつ、概ね10年間とします。

年度	令和7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)
計画名										
市民地域福祉活動計画	前期計画 各事業の整備・検討・推進を図る					後期計画 計画の中間見直し後、必要な修正・事業の拡充を図る				

第四次東久留米市民地域福祉活動計画 <概要版>

発行 社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会

編集 東久留米市民地域福祉活動計画策定委員会